

第1章 生徒心得

(服装)

第1条 本校生徒の服装は、学校指定の制服を着用させる。

- 1 制服の着用
 - (1) 登下校時は原則制服を着用する。
 - (2) 学校が定める校外の公的活動の際は原則制服を着用する。
 - (3) 上記以外の服装は、高校生らしく清潔、質素、端正なものとするように心がける。
- 2 制服について
 - (1) Aタイプは次のように定める。
 - ア スラックスを着用することとし、裾はシングルとする。
 - イ 左襟に校章をつける。
 - ウ 略装は白色Yシャツ及び白色・黒・紺色ポロシャツ（胸にワンポイント可）とする。
 - エ 指定されたネクタイを着用する。
 - オ 改造された制服の着用は認めない。
 - カ ニットベストの着用は任意とする。
 - (2) Bタイプは次のように定める。
 - ア スカートもしくはスラックスを着用し、スカートの丈については膝丈とし、スラックスの裾はシングルとする。
 - イ 左襟に校章をつける。
 - ウ 略装（白色・黒・紺色ポロシャツ（胸にワンポイント可）とする）を着用する場合は、ベストの着用は免除する。
 - エ 指定されたりボンを着用する。
 - オ 改造された制服の着用は認めない。
- 3 履物について
 - (1) 上靴は学校指定の運動靴とする。
 - (2) 通学時の履物は派手なもの、サンダル、下駄、草履などは禁止する。
- 4 頭髪・みだしなみについて
 - (1) 清潔感があり、表情が読み取れる髪型を基本とし、パーマネット・染色・脱色、エクステ等の加工を禁止する。
 - (2) ピアス・ネックレス等（装飾品）を身に着けない。
 - (3) 化粧をしない。

(校内生活)

第2条

- 1 登校時刻は8時15分までとする。
- 2 遅刻した場合はその旨をホームルーム担任、または学年教諭等に必ず報告する。
- 3 早退または欠課しなければならない場合は、その旨をホームルーム担任、または学年教諭等に必ず報告し、所定の届出用紙に明記し、許可を受ける。
- 4 登校後は無断で外出してはならない。ただしやむを得ない事情があるときはホームルーム担任、または学年教諭等の許可を受ける。
- 5 遅刻、欠席する場合は当日の朝（8時15分）までに保護者等、または学生寮管理者が学校に連絡する。
- 6 昼食は所定の場所とする。
- 7 勉学に関係のないものを持参してはならない。
- 8 校地内において印刷物を配布したり、ポスターを掲示したり、あるいは集会などを開こうとするときは、必ず事前に担当教員に申し出、許可を受けなければならない。
- 9 校舎・校具を汚損したときは、直ちにホームルーム担任に届ける。事情によっては弁償しなければならない。
- 10 原則として私物は校舎内に置いて帰らない。

(校外生活)

第3条

- 1 外出の際には必ず保護者等、または寮長に理由・行き先・帰宅時間を連絡すること。また、夜間外出は午後9時までとする。
- 2 外泊は厳禁とする。ただし、やむを得ない事由で外泊する場合、保護者等を伴わない旅行をする場合は、必ず事前に「旅行届」を学校に提出し許可をうけること。
- 3 旅行・キャンプ・登山などの計画のあるものは、必ず事前に「旅行届」を学校に提出し許可を受けること。
- 4 アルバイトは事前に「アルバイト届」を学校に提出し許可を受けること。
- 5 遊技場（麻雀荘・パチンコ店など）及びその他高校生として不適當な場所への出入りは禁止する。
- 6 校外団体に加入し、または活動を共にするときは保護者等の同意を得て学校の許可を得る。

(その他)

第4条

- 1 校内外を問わず、喫煙、飲酒、暴力行為などをはじめとして高校生として好ましくない行為は厳禁とする。
- 2 男女間の交際はお互いに明朗で健全でなければならない。
- 3 本校在学中に自動二輪、自動車の免許を取得し、運転することを禁止する。ただし、3年次、冬期休業中、家庭学習期間中に取得を希望する場合は、学校の定める所定の手続き後に取得することができる。(交通安全に関する規定第3条)。
- 4 校内外において万一事故が起こった場合は、速やかに学校に連絡する。
- 5 戸籍・現住所・家族などに異動が生じたときは直ちに学校に届ける。

附 則

平成10年	11月	30日	一部改定
平成11年	4月	1日	施行
平成13年	4月	1日	一部改定
平成13年	12月	13日	一部改定
平成14年	4月	1日	一部改定
平成15年	12月	16日	一部改定
平成22年	4月	1日	一部改定
平成28年	4月	1日	一部改定
令和2年	5月	22日	一部改定
令和5年	3月	17日	一部改定